

1. コンプライアンス強化全般に関するガイドライン

コンプライアンスの強化とは、コンプライアンス違反のための組織基盤を整備することだけでは足りず、コンプライアンスに関して、広く関係者に対して教育を行い、法令や内部規則、社会規範の理念や目的に関する関係者の理解を高めることが非常に重要な意味を有します。組織基盤の整備と教育は、いわばコンプライアンス強化の両輪です。

そして、この両輪を効率よく動かすためには、スポーツ団体内でコンプライアンス強化のために計画を策定し、権限を整理する必要があります。

組織基盤の整備と教育の個別のポイントに関しては、2.以下で述べるとして、まずは、コンプライアンス強化のために計画策定等、コンプライアンス強化の全般にわたる点について、具体的に解説します。

(1) コンプライアンス強化に関する基本計画の策定(1項目)

- a スポーツ団体運営の基本計画(長期、短期双方を含む)にコンプライアンス強化に関する項目が明確に策定されていること

【解説】

◆ 求められる理由

公益認定法 21 条 1 項では、公益法人には、毎事業年度開始の日の前日までに、事業計画に関する書類を作成することが法律上義務付けられていること、日本スポーツ協会(旧日本体育協会)スポーツ憲章 6 の 3 条においては、「本会加盟団体は、この憲章の趣旨に沿って、スポーツの健全な普及・発展をはからなければならない」と加盟団体の使命・役割が定められていることなどからも分かるように、スポーツ団体は、短期、長期の基本計画を設けることで、継続的な発展を目指し続けなければなりません。

ところで、コンプライアンスの強化は、前述のとおり、法令や内部規則、社会規範の理念や目的を実現するという視点が極めて重要となります。また、組織基盤の整備と教育の両輪をバランスよく実現していく必要もあります。

スポーツ団体の規模、歴史、構造、国際競技団体との関係、登録者の属性など種々の理由から、各スポーツ団体において必要なコンプライアンス強化の内容は異なってくると考えられます。それぞれのスポーツ団体において、コンプライアンス強化の障害となっている事項を整理し、基本計画に反映する作業が極めて重要です。

◆ ポイント

① コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性

平成 26 年度文部科学省受託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」¹¹に示したように、各スポーツ団体では、ガバナンス強化に向けた取り組みが積極的になされてきていると思われます。

ガバナンス強化とコンプライアンス強化の位置づけに関しては、それぞれに考え方があるところであり、どちらが上位概念であるといったことを、法的見地から明確にすることは困難です。双方の目的を達成するうえで共通する項目も少なからずありますし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの強化が相互に手段と目的の関係にあるという見方もないわけではありま

¹¹ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

せん。

今回ガイドラインを策定するに当たっては、スポーツ団体においてチェックリストをより使いやすくするという観点から、コンプライアンスの強化に直接影響を及ぼす項目を拾い上げています。しかしながら、ガバナンス強化がコンプライアンス強化と密接に結びついており、スポーツ団体組織運営におけるフェアプレーガイドラインに示した項目についても、同時にセルフチェックを行うことで、コンプライアンス強化の目的が実質的に達成できるものと考えられます。

② 短期基本計画

短期の基本計画については、公益法人であれば公益認定法 21 条 1 項に記載のある事業年度ごとの事業計画を作成しなければなりませんし、公益法人でなかったとしても、この公益認定法に定める事業年度ごとの事業計画を参考に作成することが望ましいでしょう。一つの事業年度でどの項目のコンプライアンス強化を図るのか、短期基本計画の中に明確にコンプライアンス強化項目を入れることが重要です。

③ 長期基本計画

これに加えて、スポーツの普及・振興、競技力向上のための基本的な方針や、スポーツ団体が守るべき方針や方向性(ビジョン)の明示、今後 10 年、20 年後に具体的にこうなっているようにするという戦略の明示等が考えられます。このような長期的な計画を作成することによって初めて、継続的なコンプライアンス強化が実行できるのであり、持続的なスポーツの普及・振興、競技力の向上につなげることができます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本オリンピック委員会(JOC)では、JOC 将来構想¹²において、「自律・自立」と題された活動の中で¹³、JOC と国内競技団体のガバナンスとコンプライアンスの強化を実現するための態勢を確立し、スポーツ界全体としての真の「自律」を目指すこととされている。詳細としては、JOC の組織強化(理事会・常務理事会の機能強化、事務局組織の見直し、本部・委員会・専門部会機能の見直し、職員の能力開発・モチベーションの向上)、JOC と中央競技団体(NF)の関係明確化、NF 総合支援センターという取組みが掲げられています。
- 公益財団法人日本サッカー協会では、2030 年までの目標である「JFA の目標 2030」を達成すべく、「JFA 中期計画 2015-2022」という中期計画を策定し、事業構造の11カテゴリーごとに「アクションプラン 2022」¹⁴を策定しています。その中の重点施策に「コンプライアンス体制」「リスクマネジメント体制」等が掲げられています。
- 公益財団法人日本水泳連盟の中期計画である「水泳ニッポン・中期計画 2017-2024」¹⁵における「IV.活動と目標(アクションプラン)」の項目では、組織基盤強化の一環として、理念・使命・行動指針の徹底・浸透・実践を推進することが謳われています。また、コンプライアンス・危機管理を含めた内部統制の強化を推進することも謳われています。

¹² https://www.joc.or.jp/about/pdf/future_pamph.pdf

¹³ https://www.joc.or.jp/about/pdf/future_pamph.pdf

¹⁴ アクションプラン 2022 http://www.jfa.jp/about_jfa/plan/action.html

¹⁵ <https://www.swim.or.jp/files/midterm-plan.pdf>

(2) 法令遵守(1項目)

- a スポーツ団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するための規程、体制が整備されていること

【解説】

◆ 求められる理由

スポーツ団体自身、社会における活動主体というべき団体(法人か任意団体)であり、適用対象となる法令を遵守することは大前提です。任意団体のため、法令を遵守しなくてよいなどということは絶対にありません。

日本オリンピック委員会加盟団体規程 7 条(3)において、加盟団体は、健全な組織運営のために、「コンプライアンス違反を防止するために、適切な組織を設け、これを処理するために必要な手続きを定めること」等に取り組まなければならないと規定されています。

すなわち、日本オリンピック委員会の加盟団体であるスポーツ団体には、法令の他、日本オリンピック委員会との関係においては、同規程において定められた加盟団体の義務を遵守することが求められます。

また、日本体育協会加盟団体規程 12 条において、加盟団体は、「関係法令及び加盟・準加盟団体に適用する諸規程を遵守する」よう努めなければならないと規定され、公益財団法人日本体育協会及び加盟団体における倫理に関するガイドラインにおいて、加盟団体は、倫理に関する規程の整備や倫理委員会の設置が求められています。

◆ ポイント～法令を遵守するための規程や体制とは何か

法令を遵守するための規程としては、組織基盤の整備の点で具体的に述べるとおり、各種規程(例えば、コンプライアンス規程や倫理規程)等があります。スポーツ団体及びその役職員その他構成員の法令遵守を呼びかけるだけでなく、禁止される行為、禁止行為があった場合の処分の手続その他を明確にしておく必要があります。規程が十分かどうか、都度検証がなされることも重要です。内容の詳細は個別の規定に関する項目を参照してください。

法令を遵守するための体制としては、コンプライアンスを専門とする部署、委員会等を立ち上げ、責任者や担当者を明確にすることが重要です。そして、このような部署、委員会等、責任者、担当者を中心として、特に遵守することを要求される法令に関する、役職員その他構成員のための研修会を実施するなどの教育を実施することが考えられます。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本サッカー協会は、「倫理規範」¹⁶を定め、同規程では、「法令等の遵守日本のみならず、世界各国の文化、法令等を尊重し、様々な社会規範、法規範及び本協会の定款、本規範に付随する諸規則等の内部規範、指示、指令、命令、決定及び裁定を遵守する」と定めています。
- 公益財団法人日本スケート連盟は、コンプライアンス規程¹⁷を定め、コンプライアンス委員会を設置するなど、規程、体制等の整備を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、専務理事、監事、外部専門家(弁護士、公認会計士)等で構成したコンプライアンス委員会を立ち上げ、適正な協会運営に対する議論を行っています。なお、コンプライアンス委員会の議事録もウェブサイトで公開されています。

¹⁶ <http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/ethics.pdf>

¹⁷ <http://www.skatingjapan.or.jp/images/jsf/file/09compliance.pdf>

(3) 人材の採用・育成(1項目)

□ a コンプライアンス強化スタッフの採用、育成を計画的に行っていること

【解説】

◆ 求められる理由

コンプライアンス強化は、専門性の高い業務であり、かつ秘密性の高い情報を取扱う業務です。また、整備した組織基盤を運営していくうえでの安定性などが求められます。

規程類を整備するにせよ、安定して高度の業務を行う観点からすると、コンプライアンス専門のスタッフが必要ですし、また継続的な強化のために、無計画にスタッフが入れ替わることが望ましくないと考えられます。

◆ ポイント

① コンプライアンス強化スタッフの採用

スポーツ団体の規模に応じて対応に差があると考えられますが、コンプライアンス強化の体制を担うだけの人員が採用されているか、確認する必要があります。

特に小規模団体ですと、専任のスタッフを置くことは困難な事情もあると考えられます。ボランティアの委員など、現状あるリソースを有効活用することも重要ですが、他方で、責任のあるポジションを任せると考えると、容易に辞任ができる者ばかりでスタッフを構成することは望ましくないところです。職務の専門性、重要性から有償とする必要性も非常に高いです。

② 採用スケジュールに応じた対応

また、担当者が退職等する場合に備え、次のコンプライアンス強化スタッフを検討しておく必要があります。中央競技団体でも、ボランティアの委員ではあるものの、次の世代のスタッフを検討している団体もありますので、意識をする必要があるでしょう。

【具体的な実践例】

- 公益財団法人日本テニス協会は、常設のコンプライアンス室について、当初はその責任者を常務理事が兼任していたものの、次のコンプライアンス室長を採用し、コンプライアンス強化スタッフの採用を計画的に行っています。
- 公益財団法人全日本柔道連盟は、コンプライアンス委員長の定年を想定し、次のコンプライアンス委員長の検討を行っています。
- 一般社団法人全日本テコンドー協会は、コンプライアンス委員会、裁定委員会などだけでなく、アスリート委員会なども含め外部専門家人材を積極的に登用しています。外部の専門家人材の登用に当たっては、日本スポーツ振興センターが実施するスポーツ振興くじ助成のうちのスポーツ団体ガバナンス強化事業に対するスポーツ団体スポーツ活動助成¹⁸を利用しています。

¹⁸ <https://www.jpnsport.go.jp/sinko/josei////tabid/82/Default.aspx>

(4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守(1 項目)

- | |
|--|
| <p>□ a NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを遵守していること。特に、会議体運営や事務局運営に関し、権限と責任の分配を明確にし、適切なチェックアンドバランス体制を構築、実践していること</p> |
|--|

【解説】

◆ 求められる理由

平成 26 年度文部科学省委託事業「NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン」¹⁹に示したように、各スポーツ団体では、ガバナンス強化に向けた取り組みが積極的になされてきていると思われま

す。今回ガイドラインを策定するに当たっては、スポーツ団体においてチェックリストをより使いやすくするという観点から、コンプライアンスの強化に直接影響を及ぼす項目を拾い上げています。しかしながら、ガバナンス強化とコンプライアンス強化は密接不可分の関係にあります。NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインに示した項目についても、同時にセルフチェックを行うことで、コンプライアンス強化の目的が実質的に達成できるものと考えられます。

◆ ポイント～コンプライアンス強化とガバナンス強化の関係性

ガバナンス強化とコンプライアンス強化の位置づけに関しては、それぞれに考え方があるところであり、どちらが上位概念であるといったことを、法的見地から明確にすることは困難です。双方の目的を達成するうえで共通する項目も少なからずありますし、ガバナンスの強化とコンプライアンスの強化が相互に手段と目的の関係にあるという見方もないわけではありません。

ここで重要なことは、どちらの概念を重視するか、どちらの強化を先行させるか、ということではなく、網羅的にチェックを行い、各スポーツ団体において重点的に強化すべき事項を洗い出すことです。

¹⁹ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>

【具体的な実践例】

- 中央競技団体においては、既に NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインによるセルフチェックが実施されています²⁰が、コンプライアンス強化の観点からも、実施結果を改めて見直していただき、各団体にとって重点的に強化すべき事項を洗い出していただくのがよいと考えられます。
- 中央競技団体以外の団体についても、NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインを参考にすると、スポーツ団体の組織基盤の整備が可能になり、コンプライアンス強化にもつながります。

²⁰ <http://www.jsaa.jp/ws/governanceindex.html>